

島根県人権施策推進基本方針（概要）

1. 基本方針の趣旨

島根県人権施策推進基本方針（以下「基本方針」）は、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、県の人権施策の基本的方向を定め、県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としている。

2. 基本方針の性格

この基本方針は次の性格を有する。

- (1) 県の人権教育・啓発の基本的方向を示すもの
- (2) 県が実施する様々な人権施策に係る基本的な指針
- (3) 「人権教育・啓発推進法」第5条（地方公共団体の責務）の趣旨に対応する行動計画
- (4) 市町村、企業やNPOなどの団体等にあつては、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を期待

3. 推進体制

全庁的な組織である「島根県人権施策推進会議」（会長：環境生活部長/県庁人権施策関係課で構成）において、関係部局間の連携を図るとともに、「人権施策推進計画」（様式2）を策定し、「島根県人権施策推進協議会」の意見を踏まえ進捗状況を毎年フォローアップする。

4. 基本方針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況等を踏まえ必要に応じて見直しを実施する。

5. 改定の経緯

基本方針は、平成12年に策定し、その後、平成20年に第1次改定、平成31年3月に第2次改定を行っている。改定は概ね次の視点で改定を実施している

- (1) 人権をめぐる社会状況の変化等により、新たに発生した課題、対応の強化が求められている課題に対応
- (2) 基本方針策定後に制定された法令、計画など新たな施策に対応
- (3) 原則、5年に1度実施している「島根県人権問題県民意識調査」の結果を施策に反映。

6. 第二次改定の考え方

これまでの基本方針（平成12年に策定、平成20年に第一次改定）の基本理念（「共生の心の醸成」と「人権という普遍的な文化の創造」）を引き継ぎ、原則として、全体構成は第一次改定の基本方針を踏襲した。また、各人権課題の施策の基本的方向等については次により改定を行った。

(1) 主な改定内容

①各人権課題の項目の見直し（別紙1参照）

- ・ 「性的指向・性自認等（LGBT等）」
→ 「性同一性障害者の人権」と「性的指向に係る問題」をひとつの人権課題として集約
- ・ 「災害と人権」
→ 災害発生時の被災者への配慮に関する項目を追加

②改定の主なポイント

第2章 各論

I 人権教育・啓発の推進

- (1)構成を国の「人権教育・啓発に関する基本計画（H14策定・H23改定）」の構成に準じ、「1. 人権教育」「2. 人権啓発」「3. 特定職業従事者に対する研修等の充実」の構成に変更
 (2)学校教育においては、「人権教育指導資料第2集」（H27作成）に基づき「進路保障」の理念を人権教育の柱に据え、子どもたち一人一人の背景に目を向け「子どもの生きる力」を育む。

II 各人権課題に対する取組

| 項 | 目 | 主 な 課 題 | 「施策の基本的方向」の主な改正点 |
|----|--------------------------|---|---|
| 1 | 女 性 | ○意識改革、男女が働きやすい職場環境の整備、女性の参画、DVへの対応等 | ○「男女がともに働きやすい職場環境の整備」として、改正“育児・介護休業法”等に基づく不利益取扱い・ハラスメント対策を加筆 ○「相談体制の充実」として相談窓口等を加筆 |
| 2 | 子ども | ○いじめの深刻化、不登校、子どもの貧困、児童虐待等 | ○「いじめの問題への取組」として“いじめ問題対策連絡協議会”の開催、関係機関・団体との連携等について加筆 ○「子どもの貧困対策の推進」を加筆（新規項目） ○「相談体制の充実」としてスクールソーシャルワーカーの活用、“チーム学校”体制の整備等を加筆 |
| 3 | 高齢者 | ○就労支援、虐待の防止、介護などの生活支援、社会参加の推進、権利擁護等 | ○「就労対策の推進」として“ミドル・シニア仕事センター”での就職支援を加筆 ○「地域包括ケアシステムの推進」を加筆（新規項目） ○「権利擁護の推進」として“悪質商法・特殊詐欺”への対応を加筆 |
| 4 | 障がいのある人 | ○障がいを理由とする差別、虐待、就労、生活支援、バリアフリー等 | ○「障がいを理由とする差別の解消」を加筆（新規項目） ○「特別支援教育の推進（インクルーシブ教育システムの構築）」を加筆（新規項目） ○「ひとにやさしいまちづくりの推進」を加筆（新規項目） |
| 5 | 同和問題 | ○無関心、誤った認識による様々な差別とそれに起因する進学、就労等の課題等 | ○「部落差別解消推進法」の趣旨を加筆 |
| 6 | 外国人 | ○日常生活、雇用の場等での偏見や差別、日常生活での支障等 | ○「外国人住民の人権を尊重する啓発活動の推進」として“ヘイトスピーチの解消”を加筆 ○「外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進」として“やさしい日本語の普及”を加筆 |
| 7 | 患者及び感染者等 | ○感染症等に対する正しい知識・理解の不足による偏見や差別等 | ○第一次改定の方針を継続・推進する |
| 8 | 犯罪被害者とその家族 | ○二次的(経済的・精神的)被害、支援体制の強化等 | ○「犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進」として“犯罪被害者等早期援助団体との連携強化”を加筆 |
| 9 | 刑を終えて出所した人等 | ○偏見や差別により社会復帰が困難等 | ○「刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進」として“島根県地域生活定着支援センターの支援”を加筆 |
| 10 | 性的指向・性自認等（LGBT等） （新規） | ○LGBT等の直面する困難についての理解が不足、社会生活・学校等で困難に直面等 | ○「性同一性障がい者の人権」と「性的指向に係る問題」を本項目に一元化 ○学校における取組（啓発、支援体制、環境整備等）の推進を加筆 |
| 11 | インターネットによる人権侵害 | ○情報化の進展による人権侵害の深刻化 | ○モニタリングによる被害拡大防止等の推進について加筆 |

島根県人権施策推進基本方針の改定の経緯

| 第二次改定 (H31. 3) | ← 第一次改定 (H20. 10) | ← 基本方針 (H12. 9) |
|------------------------|------------------------|---------------------|
| 1 女性 | 1 女性 | 1 女性 |
| 2 子ども | 2 子ども | 2 子ども |
| 3 高齢者 | 3 高齢者 | 3 高齢者 |
| 4 障がいある人 | 4 障害のある人 | 4 障害のある人 |
| 5 同和問題 | 5 同和問題 | 5 同和問題 |
| 6 外国人 | 6 外国人 | 6 外国人 |
| 7 患者及び感染者等 | 7 患者及び感染者等 | 7 患者及び感染者等 |
| 8 犯罪被害者とその家族 | 8 犯罪被害者とその家族 | 8 犯罪被害者 |
| 9 刑を終えて出所した人等 | 9 刑を終えて出所した人等 | ⑨ アイヌの人々 |
| ⑩ 性的指向・性自認等(LGBT等) | ⑩ インターネットによる人権侵害 | 10 刑を終えて出所した人等 |
| 11 インターネットによる人権侵害 | ⑪ 性同一性障がい者の人権 | 11 その他の人権問題 |
| 12 様々な人権課題 | 12 様々な人権課題 | (1) プライバシーの保護 |
| (1) プライバシーの保護 | (1) プライバシーの保護 | (2) 「ひのえうま」などの迷信 |
| (2) 「ひのえうま」などの迷信 | (2) 「ひのえうま」などの迷信 | ③ 情報通信メディアを悪用した人権侵害 |
| (3) アイヌの人々 | ③ アイヌの人々 | |
| (4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | (4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | |
| (5) ホームレスの人権 | (5) ホームレスの人権 | |
| (6) 人身取引事件の適切な対応 | (6) 人身取引事件の適切な対応 | |
| (7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 | (7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 | |
| ⑧ 災害と人権 | ⑧ 性的指向(同性愛など)に係る問題 | |

※ 上記表中「ゴシック文字」部分は改定により新たに追加した項目